



# 佐賀県公報

平成18年  
5月22日  
(月曜日)  
第12756号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

◎社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(六六・地域福祉課)

告示

○救急病院の認定

(三五五・医務課)

○

(三五六・)

○証紙売りさばき人の指定

(三五七・会計課)

公告

○一般国道四四四号佐賀福岡道路の環境影響評価書

(道路課)

公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会運営規則等の一部を改正する規則

(規則・一一)

○平成十八年度警備員検定の実施

(公告・四)

### 公布された規則のあらまし

◎社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六

六号)

1 生活福祉資金のうち、療養・介護資金の貸付対象に障害者世帯を加え、同資金の名称を療養・介護等資金に改めるとともに、福祉資金の障害者等福祉用具購入費の貸付金額の限度を引き上げることとした。(第五条及び別表第一関係)

2 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、平成一八年四月一日から適用するこ

ととした。

## 規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第六十六号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和四十一年佐賀県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改める。

別表第一の福祉資金の障害者等福祉用具購入費の項の貸付金額の限度の欄中「800,000円」を「1,200,000円」に改め、同表の療養・介護資金の項を次のように改める。

療養・介護等資金	療養費	療養期間	最終貸付の日	据置期間
療養・介護等資金	療養費	1 療養期間が1年を超えない場合は、1,700,000円 2 療養期間が1年を超え1年6か月以内の場合であつて、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300,000円	最終貸付の日から6か月以内	据置期間経過後5年以内

別表第一の備考の1中「及び住宅資金」や「住宅資金及び療養・介護等資

「令」に改め、同表の備考の2中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百五十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
ふじおか病院	佐賀市大和町大字尼寺二六八五番地	平成一八年五月二八日から平成二二年五月二七日まで	

●佐賀県告示第三百五十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
大島病院	三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地	平成一八年五月八日から平成二二年五月七日まで	脳外科系
松岡病院	鳥栖市西新町一四二二番地	平成一八年五月三〇日から平成二二年五月二九日まで	内科系

●佐賀県告示第三百五十七号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
伊万里市職員共済会 売店経営代表者 中尾 俊幸	伊万里市立花町一三五五番地一	伊万里市立花町一三五五番地一	平成一八年四月二八日
松尾 高明	伊万里市大坪町甲八四一	伊万里市二里町大里甲一七八九番地一	平成一八年四月二八日

○ 公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第21条の規定により、一般国道444号佐賀福富道路の環境影響評価書を作成し、九州地方整備局及び関係市町へ送付したので、同法第27条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月22日

佐賀県知事 古川 康

- 1 事業者の氏名及び住所  
佐賀県知事 古川 康  
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称 一般国道444号佐賀福富道路  
(2) 種類 一般国道の改築  
(3) 延長 約10キロメートル

3 対象事業が実施されるべき区域

(甲) 佐賀県佐賀市嘉瀬町

(乙) 佐賀県杵島郡白石町大字福富

4 関係地域の範囲

佐賀県佐賀市、小城市、佐賀郡久保田町及び杵島郡白石町

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 佐賀県交通政策部道路課

イ 佐賀県佐賀土木事務所

ウ 佐賀市建設部都市政策課

エ 小城市産業建設部建設課

オ 久保田町産業建設課

カ 白石町建設部建設課

(2) 縦覧期間

平成18年5月22日(月)から平成18年6月21日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 縦覧時間

8時30分から17時まで

### ○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

#### ●佐賀県公安委員会規則第十一号

佐賀県公安委員会運営規則等の一部を改正する規則

(佐賀県公安委員会運営規則の一部改正)

第一条 佐賀県公安委員会運営規則(昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号ロ中「及び副安全運転管理者証並びに駐車監視員資格者証」を「副安全運転管理者証、駐車監視員資格者証並びに徴収職員証」に改める。

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「(一)から(七)まで」を「(一)から(八)まで」に改め、同条第三項第一号中「(一)から(七)まで」を「(一)から(八)まで」に改め、同項第二号中「(八)、(九)及び(十)」を「(九)、(十)及び(十一)」に改め、同条第五項中「(八)、(九)又は(十)」を「(九)、(十)又は(十一)」に改める。

第十一条の二第二項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改める。

第十一条の六中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。

第三十一条中「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改める。

別表第一の第五号の五中「(八)、(九)及び(十)」を「(九)、(十)及び(十一)」に改め、(十)を(十一)とし、(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)の次に次のように加える。

(八) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両  
様式第四号の十一中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部改正)

第三条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則

(平成十四年佐賀県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に、「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改める。

第五条中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。  
 別記様式第一号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。  
 (佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

**第四条** 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に規定する事務の項中

「  
 第51条の3第3項 指定車両移動保管機関の指定の取消し  
 」を

第51条の3第3項	指定車両移動保管機関の指定の取消し
第51条の10	法人の登録の取消し
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令

「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改め、同表の道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)に規定する事務の項を削る。

**趣 旨**  
 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成18年5月22日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 検定の種別及び級の区分

空港保安警備業務2級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成18年8月18日(金曜日) 8時30分から16時30分まで

(2) 場所

ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県

内の営業所に属しているもの

5 受検定員

30人(予定。先着順とする。)

6 検定申請の手続

(1) 検定申請書の受付期間

平成18年6月12日(月曜日)から平成18年6月23日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。

(2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

なお、郵送による検定申請は、受け付けません。

(3) 提出書類

ア 検定申請書

イ 申請者の住所地を疎明する書面、又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。

7 検定の手数料等

(1) 検定の手数料は、16,000円です。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。

8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。

9 問い合わせ先

検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月二十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷